

# リース取引に関する会計基準

制 定 平成 26 年 4 月 1 日

最近改正 平成 27 年 3 月 30 日

リース取引に関する会計基準を次のように定める。

## リース取引に関する会計基準

(目的)

第 1 条 この基準は、吹田市財務諸表作成基準（以下「作成基準」という。）に基づくリース取引について、借手としての市の会計処理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この基準の用語の意義は、作成基準の定めるところによる。

(リース取引の定義及び分類)

第 3 条 リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、市に対し、合意された期間（以下、「リース期間」という。）にわたり、これを使用する権利を与え、市が、合意された使用料（以下、「リース料」という。）を「使用料及び賃借料」の科目で支出し、貸手に支払う取引をいう。

2 リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類し、さらにファイナンス・リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類する。

3 ファイナンス・リース取引とは、次の各号いずれも該当するリース取引をいう。

(1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解約できないリース取引又は解約が可能であっても、解約に際し、相当の違約金<sup>※</sup>を支払わなければならないなど、事実上解約できないと認められるリース取引

※名目にかかわらず、未経過のリース期間に係るリース料の概ね全額を支払うこととされている場合を含む。

(2) リース契約に基づき使用する物件（以下、「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引

(3) リース期間が 1 年を超えるリース取引

(4) 当該リース物件のリース料の総額が 300 万円を超えるリース取引

(5) 自動更新の特約<sup>※</sup>が付されていないなど、リース期間の終期が特定されているリース取引

※自動更新の特約とは、貸手又は借手からリース取引を終了する旨の申し出がなければ、自動的にリース期間が延長される特約をいう。

4 不動産のリース取引についても、前項の規定に該当する場合は、ファイナンス・リース取引として取り扱う。ただし、土地については、前項の規定に加え、次項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限り、ファイナンス・リース取引として取り扱う。

5 所有権移転ファイナンス・リース取引とは、次の各号いずれかに該当するファイナンス・リース取引をいう。

(1) 契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が市に移転することとされているファイナンス・リース取引

(2) 契約上、市に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目価額又はその行使時点のリース物件の価額に比べて著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に

予想されるファイナンス・リース取引

(3) リース物件が、市の用途等に合わせて特別の仕様により製作又は建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて市によってのみ使用されることが明らかなファイナンス・リース取引

6 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のファイナンス・リース取引をいう。

7 オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理)

第4条 所有権移転ファイナンス・リース取引については、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、次の各号に掲げる資産の勘定科目と作成基準第16条第4号及び同第15条第5号に規定するリース債務（以下、「リース債務」という。）に、それぞれ計上する。

(1) 当該リース資産が建物である場合は、作成基準第14条第1号ア（イ）に規定する事業用資産に属する建物（以下、「建物」という。）

(2) 当該リース物件が、前号に規定するもの以外である場合は、作成基準第14条第1号ア（エ）に規定するリース資産（以下、「リース資産」という。）

2 前項の建物、リース資産及びリース債務に計上する金額は、当該リース物件のリース料の総額からこれに含まれる利息相当の合理的な見積額（以下、「利息相当」という。）を控除した金額とする。

3 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る建物及びリース資産の減価償却費は、市が所有する固定資産に準じて算定し計上する。

4 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る利息相当は、リース期間にわたり原則として利息法※により配分し、作成基準第20条第2号サに規定する支払利息に計上する。

※利息法とは、各期の利息相当をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法をいう。

5 所有権移転ファイナンス・リース取引のリース期間の中途において当該契約を解約した場合の会計処理は、次のとおりとする。

(1) 当該建物及びリース資産の取得価額、減価償却累計額及び減損損失累計額を減額する。

(2) 当該建物及びリース資産の取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額を、作成基準第20条第4号アに規定する固定資産除売却損に計上する。

(3) 当該リース債務を減額し、作成基準第20条第3号クに規定するその他特別収入（以下、「その他特別収入」という。）に計上する。この場合、貸手に対して違約金を支払う必要がある場合は、リース債務と当該違約金との差額を、その他特別収入又は作成基準第20条第4号エに規定するその他特別費用に計上する。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理)

第5条 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、リース資産とリース債務に、それぞれ計上する。

2 前項のリース資産及びリース債務に計上する金額は、リース料の総額とする。

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、リース期間を耐用年数とし残存価額を0とする定額法により、リース取引開始日の属する月から算定し計上する。

4 所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース期間が終了したときは、当該リース資産の取得価額、減価償却累計額及び減損損失累計額をそれぞれ減額する。

5 所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース期間終了後に、当該リース物件を再リース※した場合、当該再リースに係る取引はオペレーティング・リース取引として取り扱う。

※自動更新の特約に基づき、継続して当該リース物件の使用の権利を与えることは、再リースには該当しない。

6 所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース期間の中途において当該契約を解約した場合の会計処理は、前条第5項の規定を準用する。この場合、「建物及びリース資産」とあるのは「リース資産」と読み替えるものとする。

(オペレーティング・リース取引の会計処理)

第6条 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により、リース料を作成基準第20条第2号イに規定する物件費に計上する。

(細則)

第7条 この基準に定めるもののほかリース取引に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年3月30日から施行し、平成26年度の財務諸表の作成から適用する。